

埼玉県専用水道に係る水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例及び埼玉県水道用水供給事業に係る技術上の監督を要する水道の
 布設工事等を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 新旧対照表 (傍線部分は、改正部分)

改正案	現 行
埼玉県専用水道に係る水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例（令和六年埼玉県条例第四十三号） 埼玉県専用水道に係る水道技術管理者の資格を定める条例（平成二十四年埼玉県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。 第二条第一項第一号中「次号及び第五号において同じ。）の」を「」において」に改め、「において衛生工学又は水道工学に関する学科目」を削り、「一年」を「一年六月」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「第九号及び第十号」を「第四号及び第五号」に、「二年六箇月」を「二年六月」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「三年六箇月」を「三年六月」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号から第八号までを削り、同項第九号中「第一号、第三号又は第四号」を「前三号」に改め、「（土木工学を除く。）」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「第三号に」を「第二号に」に、「を修了した者を含む」を「にあつては、修了した者」に、「、第四号」を「、前号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第十号中「第一号、第三号又は第四号」を「第一号から第三号まで」に、「前号に規定する学科目及び土木工学以外の学科目」を「前各号に規定する課程以外の課程」に、「二年六箇月」を「二年六月」に、「第三号に」を「第二号に」に、「三年六箇月」を「三年六月」に、「、第四号」を「、第三号」に、「四年六箇月」を「四年六月」に改め、同号を同項第五号とし、同項第十一号中「前二号に規定する学科目に相当する学科目を修得した後、」を「前各号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ」に、「者ごとの」を「最低経験」に改め、同号を同項第六号とし、同号の次に次の三号を加える。 七 （略） 八 建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第三十七条第一項及び第二項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定	埼玉県専用水道に係る水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例（令和六年埼玉県条例第四十三号） 埼玉県専用水道に係る水道技術管理者の資格を定める条例（平成二十四年埼玉県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。 第二条第一項第一号中「次号及び第五号において同じ。）の」を「」において」に改め、「において衛生工学又は水道工学に関する学科目」を削り、「一年」を「一年六月」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「第九号及び第十号」を「第四号及び第五号」に、「二年六箇月」を「二年六月」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「三年六箇月」を「三年六月」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号から第八号までを削り、同項第九号中「第一号、第三号又は第四号」を「前三号」に改め、「（土木工学を除く。）」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「第三号に」を「第二号に」に、「を修了した者を含む」を「にあつては、修了した者」に、「、第四号」を「、前号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第十号中「第一号、第三号又は第四号」を「第一号から第三号まで」に、「前号に規定する学科目及び土木工学以外の学科目」を「前各号に規定する課程以外の課程」に、「二年六箇月」を「二年六月」に、「第三号に」を「第二号に」に、「三年六箇月」を「三年六月」に、「、第四号」を「、第三号」に、「四年六箇月」を「四年六月」に改め、同号を同項第五号とし、同項第十一号中「前二号に規定する学科目に相当する学科目を修得した後、」を「前各号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ」に、「者ごとの」を「最低経験」に改め、同号を同項第六号とし、同号の次に次の三号を加える。 七 （略） 八 建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第三十四条第一項及び第二項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定

改正案	現 行
に合格した者であって、一年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの 九 （略） （略） 附 則 （略）	に合格した者であって、一年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの 九 （略） （略） 附 則 （略）

改正案	現 行
埼玉県水道用水供給事業に係る技術上の監督を要する水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例（令和六年埼玉県条例第四十五号） 埼玉県水道用水供給事業に係る技術上の監督を要する水道の布設工事等を定める条例（平成二十四年埼玉県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。 第三条第一号中「第五号」を「第七号」に、「の土木工学科」を「において土木工学科」に改め、「において衛生工学又は水道工学に関する学科目」を削り、「二年以上水道」を「三年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）」に改め、「者」の下に「（一年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第二号中「の土木工学科又はこれ」を「において機械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に改め、「において前号に規定する学科目以外の学科目」を削り、「三年以上水道」を「四年以上水道等」に改め、「者」の下に「（二年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第三号中「高等専門学校」の下に「（次号において「短期大学等」という。）」を加え、「次条第二号及び第三号において」を「以下」に、「水道」を「水道等」に改め、「者」の下に「（二年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第八号中「水道」を「水道等」に改め、「者」の下に「（五年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第十一号とし、同条第七号中「水道に」を「水道等に」に改め、「もの」の下に「（六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第九号とし、同号の次に次の一号を加える。 十 建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第三十七条第一項及び第二項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であって、三年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（一年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）	埼玉県水道用水供給事業に係る技術上の監督を要する水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例（令和六年埼玉県条例第四十五号） 埼玉県水道用水供給事業に係る技術上の監督を要する水道の布設工事等を定める条例（平成二十四年埼玉県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。 第三条第一号中「第五号」を「第七号」に、「の土木工学科」を「において土木工学科」に改め、「において衛生工学又は水道工学に関する学科目」を削り、「二年以上水道」を「三年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）」に改め、「者」の下に「（一年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第二号中「の土木工学科又はこれ」を「において機械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に改め、「において前号に規定する学科目以外の学科目」を削り、「三年以上水道」を「四年以上水道等」に改め、「者」の下に「（二年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第三号中「高等専門学校」の下に「（次号において「短期大学等」という。）」を加え、「次条第二号及び第三号において」を「以下」に、「水道」を「水道等」に改め、「者」の下に「（二年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第八号中「水道」を「水道等」に改め、「者」の下に「（五年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第十一号とし、同条第七号中「水道に」を「水道等に」に改め、「もの」の下に「（六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第九号とし、同号の次に次の一号を加える。 十 建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第三十四条第一項及び第二項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であって、三年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（一年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

改正案	現 行
(略) 第四条第二号中「又は第四号」を「又は第五号」に改め、「(土木工学を除く。)」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)」に改め、「(学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。次号において同じ。)」を削り、「同条第四号」を「同条第五号」に改め、同条第三号中「又は第四号」を「又は第五号」に、「前号」を「前二号」に、「学科目及び土木工学以外の学科目」を「課程以外の課程」に、「同条第四号」を「同条第五号」に改め、同条第四号中「前二号」を「前三号」に、「学科目」を「課程」に、「修得した後、」を「、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ」に、「者ごとの」を「最低経験」に改め、同条中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。 五 (略) 六 建設業法施行令 <u>第三十七条第一項</u> 及び第二項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であって、三年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの 附 則 (略)	(略) 第四条第二号中「又は第四号」を「又は第五号」に改め、「(土木工学を除く。)」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)」に改め、「(学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。次号において同じ。)」を削り、「同条第四号」を「同条第五号」に改め、同条第三号中「又は第四号」を「又は第五号」に、「前号」を「前二号」に、「学科目及び土木工学以外の学科目」を「課程以外の課程」に、「同条第四号」を「同条第五号」に改め、同条第四号中「前二号」を「前三号」に、「学科目」を「課程」に、「修得した後、」を「、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ」に、「者ごとの」を「最低経験」に改め、同条中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。 五 (略) 六 建設業法施行令 <u>第三十四条第一項</u> 及び第二項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であって、三年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの 附 則 (略)